

令和5年5月9日

広島県自転車協同組合代表理事 様

広島県警察本部交通部長

〒730-8507 広島市中区基町9-42
交通企画課



ペダル付き原動機付自転車の交通ルールの周知徹底について（依頼）

若葉の候、貴協会におかれましては、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素から警察行政各般にわたりまして、格別な御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、ペダルを備え、かつ、当該ペダルを用いて人の力により運転することができる構造の車両であって、駆動補助機付自転車としての基準を満たさないもの（いわゆる「ペダル付き原動機付自転車」をいいます。）による交通違反が全国的に増加傾向にあり、県内におきましても、昨年、広島市内におきまして、ペダル付き原動機付自転車と路面電車による重大事故が発生しています。

原動機を用いて自走する車両や、道路交通法施行規則第1条の3に定めるアシスト比率を超えてアシスト力が働く車両は、仮にペダルのみによって走行させることができる場合であっても、道路交通法上、自転車には該当せず、原動機付自転車（令和5年7月1日以降にあっては一般原動機付自転車をいいます。以下同じです。）に当たります。

したがって、その運転には運転免許を要するほか、歩道の通行は禁止されており、乗車用ヘルメットをかぶらなければならず、ナンバープレートを取得し、後面に見やすいように表示しなければなりません。また、運行の用に供するに当たっては、道路運送車両の保安基準に適合させ、自動車賠償責任保険等に参加しなければなりません。

しかしながら、近年、購入者がこれらの交通ルールを正しく理解していないことに起因する交通違反が見受けられることから、警察としては、購入者に対して交通ルールの周知徹底を図ることが重要であると考えております。

これを踏まえ、ペダル付き原動機付自転車を販売するに当たっては、当該車両が原動機付自転車に該当する旨を、商品陳列棚等に見やすいように明記いただくとともに、購入者に対して、別紙の資料に基づいて交通ルールについて御説明いただくなど、交通ルールの説明及び周知に協力いただきますようお願いいたします。

また、道路交通法の規定により、何人も無免許運転をすることとなるおそれがある者に対して、原動機付自転車を提供してはならないこととされていることを踏まえ、ペダル付き原動機付自転車を購入者に引き渡す前に、当該購入者が運転免許を受けていることを運転免許証により確認していただきますようお願いいたします。

なお、商品、その広告等において、実際には保安基準に適合していないにもかかわらず保安基準に適合しているかのように表示するなど、あたかも公道を走行できるかのような表示をしている場合等には、不正競争防止法（平成5年法律第47号）その他の法令に違反する可能性がありますので御注意ください。

本件担当
交通部交通企画課安全第一係
電話番号 082-228-0110(5032)

この商品は、**原動機付自転車**です。
ルールを守って安全に
乗車しましょう



- ① 原付の**ナンバープレート**を取得しなければいけません。
- ② ミラーやライト等の、**保安部品**を付けなければいけません。
- ③ **自動車損害賠償責任保険**に加入しなければなりません。
- ④ 運転には**免許**が必要です。
- ⑤ **ヘルメット**をかぶらなければいけません。
- ⑥ 自転車のように**ペダルを漕いで**乗っていても、**原動機付自転車**の**運転**です。いかなる場合でも**歩道は通行できません**。